

# 避難場所一覧

## 避難場所について

町から避難情報が発表されたときや、ご自身で危険を感じたときは早めに避難行動を開始してください。日頃から水害や土砂災害、地震・津波による災害から逃れるために、避難場所を確認しておいてください。

### 指定避難所兼指定緊急避難場所

指定避難所とは、災害により避難した住民を、災害の危険性がなくなるまで（または一時的に）滞在させるための施設です。

- 災害発生時に安全かつ迅速な避難行動がとれるよう、近くの指定避難所や避難路を確認しておきましょう。
- 大規模な災害発生時に避難所での対応や事前準備を行う際に参考にしていただけるよう、一般的に必要な内容を「苅田町避難所開設・運営マニュアル」に整理し、苅田町ホームページで公開しています。

No.	避難圏	施設名	所在地	電話番号	標高
1	苅田ブロック	苅田小学校／体育館(※3)	神田町2-9-12	093-436-3981	5.7m
2		北公民館(※1)(※3)	若久町1-3-7	093-434-9000	7.4m
3	馬場ブロック	馬場小学校／体育館	大字馬場558	093-434-6247	13.9m
4		中央公民館(※1)(※3)	京町2-5	093-436-0061	3.6m
5	南原ブロック	南原小学校／体育館(※3)	富久町1-4-9	093-434-3781	5.4m
6		総合福祉会館(※1)	尾倉4-1-7	093-434-2350	11.4m
7	与原ブロック	与原小学校／体育館(※2)(※3)	与原3-7-5	0930-22-0399	3.4m
8		新津中学校／体育館	新津1-6-1	0930-22-2017	17.8m
9		小波瀬コミュニティセンター(※1)	新津1-10-1	0930-23-1000	11.4m
10	片島ブロック	片島小学校／体育館	大字上片島1504	0930-22-2495	10.1m
11	白川ブロック	白川小学校／体育館	大字稲光357	0930-22-1071	14.8m
12		西部公民館(※1)(※2)	大字鋤崎481-1	0930-23-8100	9.3m

(※1)台風等に『自主避難所』となる施設です。(※2)洪水が発生し、または発生するおそれがある場合には使用できません。  
(※3)高潮が発生し、または発生するおそれがある場合には使用できません。

### 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害から命を守るために緊急的に避難する場所です。

No.	避難圏	施設名	所在地	標高
1	苅田ブロック	苅田小学校グラウンド(※3)	神田町2-9-12	5.7m
2		向山公園	若久町3-31	22.7m
3	馬場ブロック	馬場小学校グラウンド	大字馬場558	13.9m
4		新開公園(※3)	京町2-27	4.5m
5	南原ブロック	南原小学校グラウンド(※3)	富久町1-4-9	5.4m
6		殿川緑地(※3)	富久町1-34	10.5m
7	与原ブロック	与原小学校グラウンド(※2)(※3)	与原3-7-5	3.4m
8		新津中学校グラウンド	新津1-6-1	17.8m
9		大熊公園	小波瀬2-1-1	18.7m
10	片島ブロック	片島小学校グラウンド	大字上片島1504	10.1m
11	白川ブロック	白川小学校グラウンド	大字稲光357	14.8m
12	沿岸部	臨海総合グラウンド(※3)	長浜町46	3.4m

(※2)洪水が発生し、または発生するおそれがある場合には使用できません。(※3)高潮が発生し、または発生するおそれがある場合には使用できません。

## 福祉避難所

福祉避難所とは、一般の避難所では避難生活を続けることが困難な障がいのある方等の要配慮者のために開設する施設のことです。災害の初期段階では開設せず、必要と判断されたときに開設する二次避難所です。

No.	施設名	所在地	電話番号
1	総合福祉会館	尾倉4-1-7	093-434-2350

## 地域での助け合い「自治会」

自治会は、地域を快適で住み良くするために同じ地域の人々で組織されています。災害や個人・家庭では解決できない災難に遭遇したときなど、いざというときには、隣近所の方々が心強い味方になります。自治会に加入して、日ごろから活動に参加するなど、地域の絆を深めて、住みよい地域づくりを進めていきましょう。

### ●自主防災訓練への参加

自治会などが母体となって、地域の防災活動を自主的に行っているグループを「自主防災組織」といいます。大きな災害が発生したときには、苅田町の行政機関も被災するため、住民同士の協力・助け合いがとても大切になります。自主防災組織が行う防災訓練や、応急手当、救急救命講習などにも積極的に参加してください。



## 避難行動要支援者について

地震など大規模な災害が発生した時は、消防や警察など公的な応急活動が行われるまでに一定の時間を要することが想定されます。そのため、町では災害時に自力で避難することが困難な方を地域で助け合う「避難行動要支援者名簿」への登録を受けつけています。この名簿による情報を地域の民生委員や自主防災会などと共有し、災害時の避難行動の支援を地域ぐるみで行っています。

### 対象者

在宅で生活しており「災害時に自力で避難することが困難」な次のいずれかに該当する方

- ① 介護保険における要介護1以上の方
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持する方
- ③ 療育手帳Aを所持する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方
- ⑤ 75歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ⑥ その他、上記に準じる状態にあり登録を希望する方

### 登録を希望する方は

#### ▶申請書の提出が必要です

名簿には個人情報に記載されるため、本人の同意が必要になります。申請書は町役場の防災・地域振興課にあるほか、ホームページよりダウンロードできます。

### ▶「避難支援者」を決めていただきます

「避難支援者」は、登録を希望する方に対して災害時に一緒に避難したり、安否確認などの支援に心がけていただく方です。近所にお住まいで日ごろからお付き合いがある、信頼できる方をご自身で依頼してください。決定することが難しい場合は、民生委員や自主防災会、自治会にご相談ください。

### 注意事項

避難行動要支援者への支援は、避難支援等関係者による任意の協力であり、制度への登録によって災害時などの支援を保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難誘導などに関して、その責任を負うものではありません。

### 申し込み・問い合わせ先

防災・地域振興課 電話 093-588-1037(ダイヤルイン)